

広告掲載までのフローチャート

広告掲載申込書の提出



※ 毎月第1金曜日を目途に、広告媒体を所管する課に犬山市広告掲載申込書及び広告案を提出してください。

※ 提出書類

- ① 犬山市広告掲載申込書
- ② 広告案

広告掲載審査会の開催



※ 審査会は、毎月第3木曜日に開催します。

※ この審査会で、提出された広告案の内容が『犬山市広告掲載基準』を満たしているか審査されます。

広告掲載可否の連絡



※ 広告掲載審査会後に結果（広告掲載の可否）について、担当課から連絡します。

広告料の納入



※ 各広告媒体で定められた広告料の支払いをお願いします。

※ 担当課から、金額及び支払方法の連絡があります。

広告掲載